

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(住宅再建の加速化)

資料 1

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況(フォローアップ)	新たな対応(第3弾加速化措置案)	担当省庁
住宅再建の加速化	・住宅再建等の時期の目安を公表(見える化)	①住宅再建・復興まちづくりのための加速化のタスクフォースを設置		・これまでに公表した住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の対応状況、課題および新たな具体的対応を省庁横断的に情報共有するため、「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」第5回会合を開催		復興庁
		②住宅再建・復興まちづくり関係事業の工程・目標(住宅・宅地の戸数)の作成、公表		・地区単位の詳細な工程表や住宅・宅地の戸数ベースでの供給目標を示した「住まいの復興工程表」を3回公表。 【1回目】25年3月7日(24年12月末現在のデータ) 【2回目】25年4月26日(25年3月末現在のデータ) 【3回目】25年7月30日(25年6月末現在のデータ)		復興庁
				・「住まいの復興工程表」の公表により被災者の方に住まいの確保について見直しを持っていただきつつ、漁業集落防災機能強化事業(漁集事業)による住宅の高台移転・高上を推進		農林水産省
				・74事業109地区に復興交付金を配分済(うち34地区で高台移転等の住宅用地整備を実施) ・高台移転団地について、16地区で着工、5地区で完成、1地区で一部完成 ・水産業復興のための移転跡地整備等について、計画検討中		農林水産省
	・実現及び加速化のための措置を実施	③防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化及び周知		・防災集団移転促進事業において、土地取得困難地がある場合等に、事業計画の柔軟な変更を可能とするため、軽微な変更の範囲を拡大した旨を通知(25年3月27日) ※実績有り 93地区(平成25年8月末時点での地方公共団体アンケートによる地区数)	③防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化及び周知 事業計画の軽微な変更について、事業費の20%以上の増額となる場合も土地の価格上昇にともなう事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、事業計画の変更手続きを簡素化した旨を通知。(平成25年9月26日)	国土交通省
		④入札契約方式の効率的選択について自治体へ周知		・不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点からの適切な入札契約方式の選択について通知(25年4月3日) ※司法書士、補償コンサルタント等への委託：実績有り 20市町村 うち不明地権者調査に係る委託：実績有り 3市町村 (平成25年8月末時点での地方公共団体アンケートによる市町村数)		国土交通省
		⑤土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知		・土地区画整理事業における起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知(25年3月11日) ※起工承諾：実績有り 24地区 (平成25年8月末時点での地方公共団体アンケートによる地区数)	⑤土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知 土地区画整理事業について事業化の段階に達してない地区において、法手続きの短縮措置の活用や起工承諾の活用、所有者不明の土地における公示送達の適切な運用の周知により、引き続き早期工事着手、事業の円滑な進捗を図っていく。また、事例を公表・周知することにより、事業の加速化を図っていく。	国土交通省
					⑥防災集団移転促進事業により取得した土地の譲渡・交換に係るガイダンスの明確化 土砂や資材置き場の確保などの復興ニーズに対応し、防災集団移転促進事業により取得した土地について、譲渡や交換が可能である旨をガイダンスにおいて明確化し、その旨を通知(平成25年9月26日)	国土交通省
				・農業農村整備事業による防災集団移転促進事業の跡地を活用した計画づくりを実施。	⑦農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携による移転跡地等の効率的な土地利用 防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、地域の復興を加速化。 農業農村整備事業によって、移転跡地を含め農地を復旧、大区画化すると同時に、農地に囲まれた宅地を集約することを13市町で計画。 このうち、石巻市の2地区(大川地区、北上地区)において工事に着手。	農林水産省 国土交通省
					・防災集団移転促進事業により市町村が移転元の農地を農地法の許可なく買い取ることができるよう省令改正(25年2月4日)	
			・防災集団移転促進事業等に伴う移転跡地における、漁業の継続のための漁集事業による水産関係用地等の整備に向けて、調査・設計を各市町村において推進中。		農林水産省	

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(用地取得の迅速化、 埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化 (1))

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況(フォローアップ)	新たな対応(第3弾加速化措置案)	担当省庁
用地取得の迅速化	・用地取得加速化措置の実用化に向けたプログラム作成				①用地取得加速化プログラム(仮称)の策定 財産管理制度や土地収用、自治体の用地事務の支援等に関する第1弾、第2弾、新たな第3弾を含めた加速化措置を体系的に整理。 事業ごとの適用状況、手続きや取組の工夫、効果等の要点を取りまとめて集大成を作成。	復興庁 法務省 国土交通省
	・自治体の用地事務の支援(国のノウハウの提供)	②関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動(25年3月4日)		<p>・津波被災市町村が抱える課題の解決を支援 平成25年3月以降、復興庁、関係省庁等が連携し、市町村の用地担当者が直面する課題の相談にのり、市町村の担当者と共にその解決に取り組んでいるところ</p> <p>【参考】訪問・打合せ実績 《岩手復興局管内》 大船渡市(3/4)、陸前高田市(3/4)、釜石市(3/8)、大槌町(3/8)、宮古市(3/22)、山田町(3/22)、岩泉町(3/22)、田野畑村(3/22)、大槌町(4/23) 《宮城復興局管内》 石巻市(3/27)、女川町(3/27)、名取市(3/27)、七ヶ浜町(3/27)、気仙沼市(4/18)、南三陸町(4/18)、女川町(5/21)、女川町(6/5)、東松島市(6/5)、山元町(6/10) 《福島復興局管内》 新地町(6/20)、相馬市(6/20)、南相馬市(6/20)、いわき市(7/25) ⇒現在も継続して津波被災市町村を再訪等しているところ。</p> <p>・釜石市内の防潮堤事業のモデルケースについて、取組成果を公表(4/26) ・大槌町の防災集団移転促進事業をモデルに選定し(3/23)、具体の相談に対応。</p> <p>【主な取り組み実績】 ・用地業務の外注促進 ⇒東北地方整備局の協力を得て市町村に用地交渉業務や権利者調査の外注事例を紹介 ・1町が新たに用地取得支援業務を外注 ・財産管理制度について知りたい ⇒仙台家裁の協力を得て対応 ・1市が申立て、用地取得を完了するなど、活用されだす。 ・相続等について勉強したい ⇒宮城県司法書士会の協力を得て、山元町役場で職員勉強会を開催 ・宮城管内のほか、福島、岩手管内においても開催又は開催予定。 ・地権者が海外にいる場合等の参考事例が欲しい ⇒東北地方整備局の協力を得て事例提供 ・復興事業に係る証明書等の公用請求の迅速化を支援して欲しい(釜石市など) ⇒復興庁から要請し、総務省、法務省が連携して全国の自治体等に協力依頼(通知発出)</p>		復興庁 法務省 国土交通省

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(用地取得の迅速化、 埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化 (2))

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況(フォローアップ)	新たな対応(第3弾加速化措置案)	担当省庁
用地取得の迅速化	・所有者不明等の土地の処理の迅速化(不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用等)	③財産管理制度の運用状況(財産管理人の選任まで1カ月程度等)の自治体への周知	③財産管理制度の運用状況(財産管理人の選任まで1カ月程度等)の自治体への周知及び自治体における申立てガイドライン作成への協力等を最高裁事務総局に要請	・平成25年3月、最高裁事務総局、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対し、財産管理制度の円滑な活用に向けた協力を依頼 ・法務省・最高裁事務総局において申立てやその後の手続きに関するQ&Aのモデルを作成して仙台高裁に提供 ・引き続き、現在の取組を続けながら状況を注視し、課題が生じた場合には適切に対応する予定。		法務省
		④円滑な財産管理制度の運用に向けた自治体と地域の弁護士会、司法書士会等の関係団体との連携強化	(参考)裁判所の取組状況 ・自治体との連携、自治体による申立てガイドラインの作成に協力 ・通常必要な手続の代替として、行方不明者届、未発見者証明書等の活用による手続の迅速化 ・震災関連事件対応のため書記官等約25人の増配置、震災対応窓口の設置等の態勢面の整備	〔裁判所における取組〕※ 法務省において最高裁事務総局から聴取したもの ・仙台、福島及び盛岡の各家裁において、管内の全自治体に対し、相談窓口を周知する文書を送付。沿岸部の自治体を中心に個別訪問して、申立てのしやすい環境づくりを実施。 【各家裁共通】 ・震災を原因とする所在不明の場合における手続の簡素化。通常必要な手続の代替として、行方不明者届等の活用。 ・手続の迅速化(申立時に必要な書類が揃っていることなどが前提) 選任申立てから選任まで:1か月程度→1~2週間程度に短縮 権限外行為の許可申立てから許可まで:3週間程度→1週間程度に短縮 ・前記モデル(仙台高裁に提供されたもの)を参考にQ&Aを作成し、管内の自治体に周知。 ・仙台、盛岡及び福島の各家裁による関係自治体への制度・運用説明について、引き続き、自治体からの要望等に応じて実施する予定。 【盛岡家裁】 岩手弁護士会… 弁護士 63名の候補者を確保 岩手県司法書士会… 司法書士 94名の候補者を確保 ・申立日が平成25年4月以降(関係諸団体への協力依頼は同年3月)の盛岡家裁管内における財産管理人の選任状況は次のとおり(復興関連のものに限る。) 不在者財産管理人… 選任2件(弁護士1名、司法書士1名) 相続財産管理人… 選任4件(弁護士4名) ※申立てがあったものについては、全て選任済み。 【仙台家裁】 仙台弁護士会… 弁護士167名の候補者を確保 宮城県司法書士会… 司法書士88名の候補者を確保 ・申立日が平成25年4月以降の仙台家裁管内における財産管理人の選任状況は次のとおり(復興関連のものに限る。) 不在者財産管理人… 選任3件(弁護士1名、司法書士1名、親族1名) 相続財産管理人… 選任5件(弁護士5名) ※申立てがあったものについては、取下げ(2件)のほか、全て選任済み。 ・復興局と連携し、自治体に対して財産管理制度の説明会を実施 【福島家裁】 福島弁護士会… 弁護士69名の候補者を確保 福島県司法書士会… 司法書士75名の候補者を確保予定 ・申立日が平成25年4月以降の福島家裁管内における財産管理人の選任状況は次のとおり(復興関連のものに限る。) 不在者財産管理人… 選任1件(司法書士1名) 相続財産管理人… 選任3件(弁護士3名) ※申立てがあったものについては、取下げ(1件)、選任手続中(1件)のほか、全て選任済み。 ・復興局と弁護士会、司法書士会との協議にオブ参加して情報を収集	〔裁判所における取組〕 ※ 法務省において最高裁事務総局から聴取したもの ・復興事案に係る自治体申立てについて ①不在者の従来の住所地ではなく、買取対象不動産の所在地の家庭裁判所への申立て ②買取対象不動産のみを記載した財産目録の提出をより広く許容するなど柔軟に対応	法務省
		⑤不明地権者調査における司法書士や補償コンサル等の活用の周知	・不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点からの適切な入札契約方式の選択について通知(25年4月3日) ・復興まちづくりの用地取得における補償コンサルタント等の活用状況及び工夫事例の把握・収集を実施しているところ。 ・国、県、UR等が連携し、補償コンサルタントの活用等による土地取得の円滑化を支援するとともに、工夫事例等について被災自治体に情報提供を予定。		国土交通省	

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(用地取得の迅速化、 埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化 (3))

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況(フォローアップ)	新たな対応(第3弾加速化措置案)	担当省庁	
用地取得の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明等の土地の処理の迅速化(不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用等) ・土地収用手続きの迅速化 		⑥土地区画整理事業における公示送達制度の適切な運用等を通じた換地手続の促進	・土地区画整理事業における起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知(25年3月11日)(再掲)	⑥土地区画整理事業における公示送達制度の適切な運用等を通じた換地手続の促進 土地区画整理事業について事業化の段階に達していない地区において、法手続きの短縮措置の活用や起工承諾の活用、所有者不明の土地における公示送達の適切な運用の周知により、引き続き早期工事着手、事業の円滑な進捗を図っていく。また、事例を公表・周知することにより、事業の加速化を図っていく。(再掲)	国土交通省	
			⑦事業認定手続きにおける審査期間の短縮(3カ月→2カ月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・25年4月26日に被災三県から今後の申請予定案件等についてヒアリングを実施し、申請書の作成に当たっての留意点等のモデル事業の実施により得られた知見等について共有。 ・25年5月以降、モデル事業の事業認定手続と並行して、岩手県及び宮城県の今後の申請予定案件についての打合せを実施。今後の類似の事業の申請準備が迅速に進められるよう、岩手県のモデル事業の申請書類を活用。 	⑦事業認定手続きにおける審査期間の短縮(3カ月→2カ月以内) 平成25年6月28日に東北地方整備局に事業認定の申請のあった、岩手県釜石市のモデル事業について、2カ月以内の処分を目標としてきたところ、8月19日に事業の認定を行った(約50日)。今後、岩手県において、年内を目標に岩手県収用委員会に裁決申請予定。	国土交通省	
		⑧国交省職員による実務研修の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・25年5月に国土交通大学校において、土地収用手続きに関する5日間の実務研修を実施(岩手県・宮城県からは計3名参加)。 ・25年5月以降に、東北地域の用地職員を対象とした収用実務研修を計4回実施。 		国土交通省	
			⑨土地収用法上の事前説明会と他の説明会の開催を兼ねることによる効率化		・25年4月5日に発出した通知に沿って、25年4月14日に岩手県が土地収用法に基づく説明会を開催(用地説明会と兼ねることにより、当初の予定より3か月程度前倒しで実施)。		国土交通省
			⑩収用裁決手続きにおける指名委員制度の活用及び事務局体制の強化等		・国土交通省本省・東北地方整備局・各県の担当窓口を整理し、各県の起業者、収用委員会それぞれにおいて共通の懸案事項等の情報共有を図ることとした。	⑩収用裁決手続きにおける指名委員制度の活用及び事務局体制の強化等 <ul style="list-style-type: none"> ・収用手続迅速化に向けた全国の運用事例の調査・共有 ・各県収用委員会において、今後の裁決手続の円滑化のため、指名委員制度の活用や事務処理体制の強化等について検討が進められている。 ・不明裁決の手続を起業者向けに明確化・周知 	国土交通省
						⑪事業認定申請手続きの早期着手 復興事業について事業認定申請手続を早期に行う(3年8割を待たずに収用手続に移行する)ことが可能である旨通知する予定。	国土交通省
埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査の迅速化 	①従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とするなど発掘調査の簡略化と迅速化		<ul style="list-style-type: none"> ・従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とすることなどを通知(23年4月、24年4月、25年2月) ・被災地の各地の状況をきめ細かくフォローし、迅速化を支援する 		国土交通省 文化庁	
		②民間組織の活用による迅速な実施		<ul style="list-style-type: none"> ・民間組織の活用(福島県と広野町の事業で導入実施(25年4月)。さらに釜石市、石巻市等で説明会を開催(25年4月、5月)。 ・民間組織の活用を促進する(民間活用に知見のある職員の短期派遣等) 	②民間組織の活用による迅速な実施 民間組織を導入するための仕様書を被災三県において作成する。	文化庁	
			③防災集団移転促進事業大臣同意前に調査実施可能であることの周知		・防災集団移転促進事業において、土地所有者の同意により、大臣同意前に埋蔵文化財調査が可能であり、当該調査に復興交付金が充てることができる旨を通知(25年3月15日) (通知を踏まえ、大槌町と浪江町では大臣同意前から発掘調査の調整に着手)		文化庁 国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査体制の充実 	④全国から発掘担当者を派遣(32名(24年10月)→60名体制(25年4月)へ拡充)		<ul style="list-style-type: none"> ・全国から発掘担当者を派遣(32名(24年10月)→60名体制(25年4月)へ拡充) ・24年度派遣職員・派遣元自治体に感謝状(25年5月) ・派遣職員の心身の健康管理の徹底を促す事務連絡の発出(25年7月30日) ・本年10月からさらに9名の追加派遣を決定 ・平成26年度も引き続き派遣職員の確保に努める 		文化庁	
	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査費用の確保 	⑤「復興交付金」による発掘調査費用の確保			「復興交付金」による発掘調査費用を確保(26億円(25年6月まで))		文化庁

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(人員不足、資材不足、発注者支援、適正な契約 (1))

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況(フォローアップ)	新たな対応(第3弾加速化措置案)	担当省庁
人員不足 ＜技術者・技能者の確保＞	・広域的な人材の確保	①被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入		・25年9月18日現在、合計157件の復興JVが登録されている。 (宮城県 107件、岩手県 10件、仙台市 6件、石巻市 24件、森林管理局 10件)		国土交通省
		②人材の広域調達に伴う増加費用の精算払い		・技能労働者を遠隔地から調達した場合、設計変更で赴任旅費や宿泊費等の追加コストを支払うこととした。		国土交通省
	・人材の効率的な活用	③発注ロットの大型化		・人材の効率的な活用のために、地元企業の活用を図りつつ、発注ロットの大型化を図る。		国土交通省
		④5km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和		・密接な関係のある5km程度以内の2つの工事について専任の主任技術者の兼務可能(建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化)	④10km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和 専任の主任技術者の兼務について、被災地域において建築工事を対象として追加。また距離の要件を5kmから10kmに緩和。(平成25年9月19日付け通知)	国土交通省
資材不足 ＜生コン、砂＞	・地域毎・資材毎のきめ細かな需給対策の実施	①発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有		・建設資材対策地方連絡会・分会等の開催により、地域ごとにきめ細かな需給安定化対策を検討 平成23年 6回、平成24年 20回、平成25年 12回(25年9月現在)	①発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有 災害公営住宅の分野に係る情報連絡会を設置し、建築資材の需給の見通しや技術者や技能者等の人材の確保等について、関係者間で情報共有を図り、資材、人材等の安定確保を図る(9月6日に第1回連絡会を開催)。	国土交通省
		・供給体制の拡充	②新たな民間プラントの設置		・民間プラントの増設 震災後7基が増設(25年9月現在) ・ミキサー船の活用 8基が稼働(見直し含む)	
		③原材料の骨材を地域外から調達 ・遠隔地からの資材調達に伴う増加費用の精算払い ・港で骨材を荷揚げする施設や仮置き場所の拡大		・海運等による地域外からの骨材調達 平成24年度生コン月平均出荷量の約半分に相当する骨材を地域外から調達 ・直轄ダム等に堆積した砂利を骨材として活用(25年5月より採取開始) ・コンクリートブロック等、コンクリート製品の活用 ・急激な物価変動に伴う請負代金額の変更(スライド条項の適用) ・資材価格の予定価格への迅速な反映(タイムラグを従来の約半分に縮小)		国土交通省
		④公共による公共事業専用のプラントの設置(協議中) ・宮古・釜石地区において、三陸沿岸道路工事のための公共プラントを国が新設		・宮古・釜石地区において、平成26年度の三陸沿岸道路工事に間に合うよう公共プラントを国が新設	④公共による公共事業専用のプラントの設置 所管省庁が異なる複数の災害復旧工事の事業費を活用して、生コン仮設プラントを設置するスキームの創設(宮城県が活用予定)	国土交通省
					⑤ダンプカーの被災地特例の延長 ・被災地外から応援に来ているダンプカーに関し、運転者が6日以内に戻らねばならない所属営業所を被災地拠点でも可とする特例の期限を平成27年度末まで延長	国土交通省

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(人員不足、資材不足、発注者支援、適正な契約 (2))

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況(フォローアップ)	新たな対応(第3弾加速化措置案)	担当省庁
発注者支援①	・被災自治体への人的支援	①全国の自治体からの更なる職員派遣(約1,800人派遣中(25年2月時点))		<ul style="list-style-type: none"> ・全国の自治体から被災自治体(県及び市町村)へ派遣されている地方公務員は2,056人。(25年5月14日現在) ・総務省スキームにおける被災市町村からの人材確保の要請数(25年8月現在)(H25年度)1,447人 充足数との差:252人 ・全国の市町村への更なる職員派遣の要請(25年8月現在) 《現役職員の派遣決定数》881人 《任期付職員の派遣決定数》32人 ・被災自治体における任期付職員の採用の支援 ・任期付職員採用に必要な条例の制定や被災市町村における採用のほか、県による採用・県下市町村への派遣等について助言 《採用人数》約950人(25年4月時点) 《今後の採用予定》宮城県238人程度、岩手県81人程度、福島県98人程度 岩手県山田町7人程度 岩手県陸前高田市 1人程度 		総務省
		②任期付職員等の採用支援 (24年度約680名採用,25年度約420名採用予定)				
		③公務員OB、民間実務経験者等の活用のための新たな取組 ・市区町村OB職員の情報システム構築(約180名登録済(25年2月時点)) ・民間企業等の人材の活用促進のため、財政措置の拡充及び採用手続の周知を実施(平成25年3月1日付)	・27名派遣(25年4月1日時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の市区町村OB職員の活用【OB情報システムの構築】 ・全国市長会・全国町村会の協力を得て、被災市町村で働く意欲のある市区町村のOB職員等の情報をリスト化して被災市町村へ提供するシステムを構築 《リスト登録人数》199人 ※採用人数 39人 ・民間企業等の人材の活用の促進 ・被災自治体からの要望を受け、民間企業や自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備し、経済・業界団体を通じて民間企業に周知・要請 ・総務大臣が、4月から7月にかけて、8つの経済・業界団体(経団連、日商、同友会等)を訪問し、直接、各団体のトップに被災地方公共団体への人的支援を要請 ・自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の職員の活用を図るため、各地方公共団体に対して協力を要請。 ・復興人材プラットフォーム構築事業により民間企業からの派遣を一層推進。 		総務省 復興庁
		・青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者等から採用等した復興庁職員を市町村に派遣		・25年 10月1日 時点で、 116人 の職員を市町村に派遣。		

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(人員不足、資材不足、発注者支援、適正な契約 (3))

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況(フォローアップ)	新たな対応(第3弾加速化措置案)	担当省庁
発注者支援②	・発注者の負担軽減	④複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入(アットリスク型、アットリスク+ピュア型等)		<ul style="list-style-type: none"> ・女川町・東松島市、陸前高田市・山田町・宮古市・大槌町・気仙沼市・南三陸町においてCMRを決定。 ・大船渡市・釜石市・山田町・いわき市においてCMRの公募開始。 		国土交通省
		⑤都市再生機構(UR)の活用(25年4月より現地支援体制を大幅に強化)等	平成25年3月:220名 → 平成25年4月:303名	<ul style="list-style-type: none"> ・URは20の被災市町村と協定等を締結し、当該市町村からの委託又は要請を受けて復興市街地整備事業(24地区)並びに災害公営住宅の整備(要請戸数:約2,700戸)を推進。 ・このため、事業の本格化に併せて、現地復興支援体制を25年4月より303名とし、さらに25年8月より316名体制に強化。 		国土交通省
適正な契約価格	・実勢価格の契約価格への適切な反映		①平成25年度公共工事設計労務単価の改訂(被災3県の全職種平均で前年度比約21%の上昇)	<ul style="list-style-type: none"> ・(公共工事設計労務単価について)3ヶ月ごと(6, 9, 12月)に調査を行い、必要に応じてよりきめ細かく現場の状況を反映 		国土交通省
		②人材や資材の広域調達等に伴う増加費用の精算払い(再掲)		<ul style="list-style-type: none"> ・技能労働者や資材を遠隔地から調達した場合、設計変更で赴任旅費や宿泊費、輸送費等の追加コストを支払うこととした。 		国土交通省
					③「東日本大震災の被災地で適用する積算基準」の策定 東日本大震災被災3県における工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による日当り作業量の低下に対応した被災3県専用の積算基準を策定(9月12日付け通知、10月1日以降入札工事から適用開始)	国土交通省
					④被災3県における標準建設費の見直し 東日本大震災以降、被災地の建築工事費が大幅に上昇していることから、被災3県における災害公営住宅整備事業等に適用される標準建設費(※補助対象の限度額として機能する金額)について、主体附帯工事費(建築主体の工事費)の上限を15%引き上げることが可能とするとともに、工期の短縮等その他特殊事情による工事費の上昇等に対応するため特例加算の追加を実施した。(9月1日施行)	国土交通省

住宅再建・復興まちづくりの加速化支援措置

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況(フォローアップ)	新たな対応(第3弾加速化支援措置案)	担当省庁
加速化措置の支援	加速化状況及び加速化措置の「見える化」				①見える化のワンストップ(復興庁ホームページ) ・「つちおと情報館」の運用開始 事業概要、定点観測写真、工程表、地図情報などの詳細情報を事業地区毎に一元的にまとめ、視覚的に分かり易く提供(14事業131箇所) ・「まるふくマーク」の共通利用 進捗情報まで導く「まるふくマーク」を被災3県の県・市町村や国の関係機関等において共通利用開始 ②「加速化措置一覧表」の公表(復興庁ホームページ) 第1～3弾の加速化措置及び関係通知等を一覧表に取りまとめ公表	復興庁
	復旧・復興事業の施工確保対策の周知				③施工確保対策の周知 発注者が入札契約過程で活用すべきこれまでに講じてきた施工確保対策を体系的に整理し、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)、各市町村、建設業団体に対し、9月19日付けで周知	国土交通省